

【消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）等に対して提出された意見及び意見に対する考え方】

番号	意見の概要	意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
No.1	○ TBT 通報の対象と思われる技術要件的な規制に関する改正と思われる。TBT の番号を教えてください。	○ TBT 協定第2条9では、関連する国際規格が存在しない場合又は強制規格案の技術的内容が関連する国際規格の技術的内容に適合していない場合において、当該強制規格案が他の加盟国の貿易に著しい影響を及ぼすおそれがあるときは、TBT 通報を行う義務があることとされています。 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 14 年総務省令第 24 号。以下「対象火気省令」という。）の改正案では、「蓄電池容量が 10 キロワット時を超え 20 キロワット時以下のものであって出火防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるもの」を対象火気省令上の蓄電池設備から除くとともに、「延焼防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるもの」については、建築物からの離隔距離を不要とするものです。 これらの「消防庁長官が定めるもの」は、「蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準」案において、一定の日本産業規格に適合するもの又はこれらと同等以上の措置	無

	○「蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準」の「延焼防止措置が講じられた蓄電池設備」における「同等以上の延焼措置」の運用上の基準を示す文書を発出していただきたい。対象火器設備等は各消防において運用されるため地方によりバラバラになり混乱の恐れがある。 「蓄電池設備のリスクに応じた防火安全対策検討部会報告書」によれば、3つの安全要求事項(過充電防止措置、外部短絡防止措置、内部短絡防止措置又は内部延焼防止措置)を満たし、加えて、JIS 等の標準規格において、防火筐体等の外部延焼防止措置が講じられた蓄電池設備については、消防法令が求める延焼防止措置と同等の安全措置が講じられたものと認めて差し支えないとされているが、下記も同等と認められるか確認したい。 a) 例示された規格の該当項目のみ抽出して評価 b) 該当項目に対応する自主基準による評価 c) 挙げられている以外の規格(該当項目の一部のみ対応) + 抜けている該当項目の追加評価	が講じられたものとしています。この告示案で規定した一定の日本産業規格は、関連する国際標準規格を基として作成されております。また、運用通知により、日本産業規格と「同等以上の出火防止措置(延焼防止措置)が講じられたもの」として国際標準規格も認めることとしております。 こうしたことから、今回の改正については TBT 通報の対象にはなりません。 ○「同等以上の延焼防止措置が講じられたもの」については、上記のとおり運用通知により示すこととしております。 また、上記のとおり、国際標準規格等を満たす場合は、この告示案で規定した一定の日本産業規格と同等以上の延焼防止措置が講じられたものとして認めることができますが、それ以外の場合は当該措置が講じられたものとして認めることはできないと考えます。	
--	---	--	--

	○ 複数の蓄電設備を一か所に設置する場合、個々の蓄電設備が規制対象に満たない 10kWh 未満の場合、合算不要と考えて良いか？合算が必要な場合と不要な場合の基準があればご教示願いたい。 【個人】	○ 「蓄電池を複数台接続して設置する場合の取扱いについて（通知）」（令和 4 年 3 月 31 日付け消防予第 155 号）で示しているとおり、蓄電池及びその他の機器が 1 の箱に収納され、火災予防上一定の安全性を有するものであるときは、当該箱ごとに対象火気省令第 3 条第 17 号に定める「蓄電池設備」への適合が判断されます。
--	--	--

○意見提出者数: 1 件

※1 提出意見数は、意見提出者数としています。

※2 とりまとめの都合上、いただいた御意見は要約する等の整理をしています。